

- (17) 『芸文類聚』や『太平御覽』は『妬記』とする。また、魯迅『古小説鈎沈』に輯本が収められている。
- (18) 原文は「上洛都尉王琰以功封、其妻哭於家、為琰富貴更取妾故也」(『芸文類聚』卷三五)とある。同様の記述が『三国志』卷六袁紹伝所引裴松之注、『太平御覽』卷四八七にも見える。なお、嚴可均『全三國文』はこの記述を、『典論』女誠に配する。
- (19) 『史記』卷七六虞卿伝。『戦国策』趙策。『新序』善謀第九。
- (20) 原文は次の通り。『詩経』召南「小星」序「小星、惠及下也。夫人無妬忌之行、惠及賤妾、進御於君、知其命有貴賤、能尽其心矣。」鄭箋「以色曰妬、以行曰忌。」
- (21) 湖熟令袁愔の妻については、『宋書』卷四一(原文は「宋世諸主、莫不嚴妬、太宗每疾之。湖熟令袁愔妻以妬忌賜死。」)及び『南史』卷二二に見える。また尚書右丞柴彦遠の妻と劉休の妻王氏については『南齊書』卷三四に見える。原文は次の通り。「帝憎婦人妬、尚書右丞柴彦遠以善某見親、婦妬傷其面、帝曰『我為卿治之、何如。』彦遠率爾応曰『聽聖旨。』其夕、遂賜藥殺其妻。休妻王氏亦妬、帝聞之、賜休妾、敕与王氏二十杖。」
- (22) 原文は次の通り。「太祖高皇帝時、開平王常遇春妻甚妬。上賜侍女、王悅其手、妻即斷之。王憤且懼、入朝而色不怙。上詰再三、始具對。上大笑曰『此小事耳、再賜何妨。』且飲酒寬懷、密令校尉數人至王第誅其妻、支解之。各以一鸞賜群臣、題曰『悍婦之肉』。肉至、王尚在坐、即以賜之。王大驚、謝歸、怖惋累日。」
- (23) 例えば、①元の太宗の時(一二二九〜一二四一)、妬婦を裸馬に乗せ引き回して罪を論じ、財を集めて男のために妾を置いた。②宣徳六年(一四三一)、御史傅敬の妻(妾を自殺に追い込んだ罪)に法律通りの処罰を加えた。③弘治十一年(一四八八)、泗州知州許弼の妻孫氏(妊娠した妾を虐待)に杖八十の刑を加えた。④明の弘治年間、礼部致仕左侍郎楊宣の妻王氏(侍女十數人を打ち殺した)に、杖五十の刑を加えた、といった記事が見える。
- (24) 「妬婦津」とは、曹植の「洛神の賦」に出てくる神女を慕う夫に嫉妬した妻が、入水して水神となり、美しく着飾った人が川を渡るときに風を起こして船を転覆させたというもの。この故事は『西陽雜俎』諾皋記上、『文海披沙』卷六「妬婦遺害」、『分甘余話』卷四などに見える。「妬女祠」も唐代の同様の言い伝えで、祠の近くを盛装して通ると、必ず風や雷が起こったというもの(『旧唐書』卷八九狄仁傑伝、『太平寰宇記』卷五〇)。この他にも、死後蟒や毒龍、鼈(大亀)に化けた「妬婦」の話も残っている(『五雜俎』卷八、『文海披沙』卷五「妬虐之報」)。

九三六年)に詳しい。

- (8) 置妾の許される階級と人数については、次のような記述が残っている。「古諸侯娶九女、士有一妻・二妾。晋令、諸王置妾八人、郡公・侯妾六人。官品令、第一・第二品有四妾、第三・第四有三妾、第五・第六有二妾、第七・第八有一妾。」(『魏書』太武五王伝)「凡親王、孺人二人、視正五品、媵十人、視正六品。嗣王・郡王及一品、媵十人、視從六品。二品、媵八人、視正七品。三品及国公、媵六人、視從七品。四品、媵四人、視正八品。五品、媵三人、視從八品。」(『旧唐書』職官志二)「親王妾媵許選一次、多者止於十人。世子及郡王、額妾四人。長子及將軍、額妾三人。各中尉、額妾一人。世子・郡王選婚後、二十五歲嫡配無出、許選妾二人。以後不拘嫡庶。如生有子、即止於二妾。至三十歲無出、方許娶足四妾。長子及將軍中尉選婚後、三十歲嫡配無出、許選妾一人、以後不拘嫡庶。如生有子、即止於一妾。至三十五歲無出、長子將軍、方許娶足三妾。中尉、娶足二妾。庶人四十以上無子、許娶一妾。」(『大明會典』卷一六〇刑部律例一)

(9) 張福清編注『女誠——婦女的枷鎖』(中央民族大学出版社、一九九六年)に拠る。

(10) 前掲注(5) 陳東原『中国婦女生活史』。

(11) 『宋史』卷二八八孫沔伝。

(12) 『晏子春秋』内篇諫下(四部叢刊本)では、「嫉妬」は「不嫉」に作るが、『群書治要』卷三十三によって改めた。

(13) 前掲注(5) 陳東原『中国婦女生活史』。また、章義和・陳春雷『貞節史』、王紹璽『小妾史』も同様の指摘をしている。

(14) 例えば『宋史』で「妬悍」「嫉悍」と評されている女性の主なものを挙げてみると、光宗慈懿李皇后(卷二四三)、商王元份の妻李氏(卷二四五)、泉州の役人の妻(卷二四七)、薛居正の妻(卷二六四)、夏竦の妻楊氏(卷二八三)、李及の妻張氏(卷二九八)、郭慎の妻張氏(卷三〇一)などがある。このほかに『五雜組』などに引かれるものも含めると、宋代の「妬婦」の例は他の時代に比べて極端に少ない訳ではない。

(15) 前掲注(8)『魏書』太武五王伝参照。

(16) 漢の呂后は高祖が戚夫人を寵愛したのに嫉妬し、夫人の手脚を切り、耳をやき目をえぐり、薬をのませて声をつぶし、廁に投げ込んで「人彘」とした(『史記』呂后紀、『漢書』卷七六外戚伝、『五雜組』卷八)。広川王去の妻は夫が寵愛する脩靡夫人を裸にして繋いで焼きを入れ、自殺に追い込んだ上に鼻や唇や舌を削ぎ、毒薬入りの大釜で煮た(『漢書』卷五三広川王越伝)。後漢の馮衍の妻は夫の奴婢を撃ち、妾を置くことを許さなかった(『漢書』卷二八下、『五雜組』卷八)。後漢の袁紹の妻は、夫の死後妾五人を皆殺しにし、あ

の世で会わぬよう妾の形相を変え禿頭にした(『三国志』卷六裴松之注所引『典論』、『五雜組』卷八)。諸葛元直の妻は事あるごとに夫を杖で撃った(『五雜組』卷八)。

の一因があるのであろう。そして本来の「妬」ではなく、直接人に危害を及ぼし、最終的には絶嗣すら招きかねない「忌」や「悍」を恐れればこそ、「妬婦」は罪深きものとして厳しく排除されてきたのであった。中国において「妬婦」が如何に嫌悪されたかは、「妬婦津」「妬女祠」⁽²⁴⁾といった言い伝えにまで結びつけられていることから窺われるが、こうした問題や男性たちが実際の暮らしの中でどのように「妬婦」たちと関わってきたかということについては、稿を改めて考察したい。

【注】

- (1) 『孔子家語』本命解には「婦有七出・三不去。七出者、不順父母出者、無子者、淫僻者、嫉妬者、惡疾者、多口舌者、竊盜者」と、また『閨範』『嘉言』には「婦有七去。不順父母、去。無子、去。淫、去。妬、去。有惡疾、去。多言、去。竊盜、去」とある。
- (2) 『唐律疏義』卷十四戸婚「妻無七出」疏義に、「七出者、依令、一無子、二淫泆、三不事舅姑、四口舌、五盜竊、六妬忌、七惡疾」とある。また、『令義解』卷二戸令第八には「棄妻、須有七出之狀。一無子、二淫泆、三不事舅姑、四口舌、五盜竊、六妬忌、七惡疾」とある。
- (3) 七出の各項目が離婚要件に挙げられる理由については、次のように記されている。「不順父母去、為其逆德也。無子、為其絶世也。淫、為其乱族也。妬、為其乱家也。有惡疾、為其不可与共糝盛也。口多言、為其離親。盜竊、為其反義也」(『大戴礼記』本命篇)。「婦人有七棄・五不娶・三不去。…無子棄、絶世也。淫泆棄、乱類也。不事舅姑棄、悖德也。口舌棄、離親也。盜竊棄、反義也。嫉妬棄、乱家也。惡疾棄、不可奉宗廟也」(『公羊伝』莊公二十七年、何休注)。
- (4) 原文は次の通り。「凡婦人女子之性無一佳者。妬也、倭也、拗也、嬾也、拙也、愚也、酷也、易怒也、多疑也、輕信也、瑣屑也、忌諱也、好鬼也、溺愛也、而其中妬為最甚。故婦人一不妬足以掩百拙。古今妬婦充棟、不勝書也。」
- (5) 陳東原『中国婦女生活史』(上海商務印書館、一九二八年。台湾商務印書館、一九九〇年)。王紹璽『小妾史』(上海文芸出版社、一九九五年)。章義和・陳春雷『貞節史』(上海文芸出版社、一九九九年)。
- (6) 前掲注(3)参照。
- (7) 離婚条件など婚姻制度の変遷については、陳鵬『中国婚姻史稿』(中華書局、一九九〇年)、陳顧遠『中国婚姻史』(商務印書館、一

る。

「妬」の罪については、それに対して加えられた刑罰に関連する記述の中にも見ることが出来る。例えば、前述の劉宋の明帝は、湖熟令袁愔の妻に対して「妬忌」を理由に、また尚書右丞榮彦遠の妻に対しては嫉妬のあまり夫の顔を傷つけた罪で、それぞれに死を賜り、さらに劉休の妻王氏にも「妬」を理由に二十杖の刑を加えている。⁽²¹⁾ 袁愔の妻と榮彦遠の妻の罪が「忌」にあることは明らかなので措くとして、劉休の妻の場合も恐らく実際には「忌」が刑罰の対象とされているのであろうが、その理由は「妬」とだけ記されている。また明の謝肇淛『文海披沙』卷七の「妬婦を戮す」の条には、「明の太祖が開平王常遇春に侍女を賜った。王がその侍女の手を悦んで愛したところ、甚だ『妬』なる妻が侍女の手を切り落としたので、太祖はその妻を殺して切り刻み、塩からにして『悍婦の肉』として臣下にふるまった」という故事が見えるが、これも「忌」でありかつ凶悍なる側面を罰しながら、「妬婦」を殺したという話になっている。明の沈德符『万曆野獲編』補遺卷三「命婦 妬を以て杖を受く」の条にも、「妬」を理由に刑に処せられた元・明代の女性（「命婦」とは卿・大夫・士つまり大臣や官吏の妻をいう）の例がいくつか引かれているが、⁽²³⁾ これらもやはりいずれも妾や侍女を虐待したり殺害した女性である。以上のような例からも、「妬」が「忌」も含めた広い意味で捉えられていたことが知られよう。

繰り返しを恐れずにまとめると、「妬婦」とは、単に「妬」であるだけでなく「忌」である女性も含めた呼称、さらに言えば「妬」「忌」のみならず、「悍」や「嫉」といった嫉妬に関連する言葉で評される女性たちの総称であると言える。本来区別されるべきこれらの言葉が、ひと括りに「妬」とされるようになったのは、恐らく前述したように魏晉南北朝時代にさまざまに「妬婦」が現れることによって、それを記録した『妬婦記』などが広く世に示されたことに、そ

知り、能く其の心を尽くすなり」とあり、この「妬忌」に対して鄭玄は「色を以て妬と曰い、行いを以て忌と曰う」と注を付している。²⁰⁾つまり、「妬」は感情的なレベルをいい、「忌」が行動的なレベルをいうということである。さらに付け加えれば、『説文』には「忌」は「憎悪するなり」ともあり、感情的にもより激越なものを意味していると見える。そして兪正燮が言うように、経史正義に依らなければ区別ができないほど、「妬」と「忌」は混同して用いられていたということになる。

この解釈によれば、「妬」の中に括られる過激な女性達は、本来「忌」とされるべき女性たちであったことがわかる。恐らく「妬婦」が次々と現れることによって、そうした女性を記録し誠める意味で作られた『妬婦記』や類書の「妬」の項目の中に、嫉妬から引き起こされるあらゆる現象を「妬」としてひとまとめにして取り込んだことが、こうした混同を生むこととなったのであろう。

さらに冒頭でも触れたが、女訓書の中で「妬」が女性の最大の罪とされたことも、これによって説明がつく。漢の劉向『列女伝』に「七去の道、妬は正に首為り」（賢明伝「宋鮑女宗」）とあるのを受けて、唐の鄭氏『女孝経』には「五刑の属、三千にして罪 妬忌より大なるは莫し。故に七出の状、其の首に標す」（五刑章）と記されていた。前者は夫が外妻を設けたことに嫉妬することを「妬」としているのに対し、後者は単なる「妬」ではなく「妬忌」が罪だとしながらも、結局はそれを劉向のいう「妬」に結びつけて考えている。また、明の仁孝文皇后『内訓』にも「婦人の行いは、寛恵を貴び、妬忌を悪む」（「逮下章第十九」）という記述がある一方で、「夫れ婦人の過ちに他無し、惰慢なり、嫉妬なり、邪僻なり。…嫉妬すれば則ち刻となり、菑害 興る」（「遷善章第九」）とある。「刻」は「酷」に同じで、嫉妬すると残酷になって災いや害がおこるといい、「妬」は「忌」を招くものとして捉えた上で、「嫉妬」を婦人の過ちと規定している。唐代以降の女訓書が「忌」を「妬」に含めて考えているのは、『芸文類聚』など類書の分類とも附合してい

せずに言った。こうしたことを母親が言えば賢母と称されるが、同じことを妻が言くと妬妻とされるのは必定である。⁽¹⁹⁾この場合も夫を皮肉るといことが「妬」とされており、それ以上の行為を指すものではない。これらはいずれも自らの意見や感情を表出してはいるが、そのことが他人に危害を及ぼしたり、夫を軽んじ虐げたりするまでには至っていない。

このように嫉妬の程度にかなり差のあるものがすべて一括りに「妬」とされていると、一体どこからどこまでが「妬」と見なされるのかという疑問が依然として残る。『説文』には「妬」は「婦の夫を妬むなり」とあり、また「婦人の夫に事うる所以は、色なり、而して妬は、其の情なり」（『戦国策』楚策「魏王遺楚王美人」）という記述もあるように、本来は「妬」は情動的なもの、またそれが表に現れてもいま挙げたような軽微な言動を指すのであろうが、実際に「妬」「妬婦」として括られるものの多くは、これまで見たようになり極端な事例である。恐らく強烈な印象を与える後者の事例が「妬婦」としてさまざまな場面で採り上げられるに従って、本来よりも幅広い意味を「妬」が負わされるようになっていったのではないか。

そのことについて、明の愈正燮が興味深い一文を残している。『五雜俎』をはじめ、明代には「妬婦」をめぐる議論や記述が少なからず見られるが、愈正燮の「妬は女人の悪徳に非ざるの論」（『癸巳類稿』卷十二）もその一つと言える。その中で愈正燮は数々の「妬婦」に関する記述を挙げた上で、最後に次のような結論を述べている。「經史正義に依りて之を言わば、妬は女人の悪徳に非ず、妬むも忌まざるは、斯れ上徳なり。」つまり女性の嫉妬が悪し様に言われているが、「妬」そのものが問題なのではなく、「忌」に及ぶということこそが問題なのだ、と言っているのである。この「妬」と「忌」の違いは、愈正燮の言う如く『詩経』の注によって理解すればよいであろう。召南「小星」の序に「小星は、恵み下に及ぶをいうなり。夫人に妬忌の行い無くんば、恵み賤妾に及び、君に進御せられ、其の命に貴賤有るを

太武五王伝」という。これにも些か誇張はあろうが、父母までもが夫を制御し嫉妬するよう娘を教育しているという訴えが、この時代の結婚形態を如実に反映していると言える。

こうして見てくると、「妬婦」として括られる女性は主に、「辞婚表」や諸葛元直の妻のように夫の行動を制限管理し、時には虐待すら加える者と、袁紹の妻のように妾を傷つけたり、場合によっては夫への怨みをはらすために息子を殺したりするなど、人に危害を及ぼす者とに分けられよう。前章でみたように女訓書などでは、「家を乱す」もの、「子無し」を招くものという漠然とした定義しか与えられていないが、具体的に見ると、「妬」というのは嫉妬心を抱くというレベルにとどまらず、それを実際の行動に移しているものまでをも指していることがわかる。

三、妬と忌

では「妬」には、嫉妬心を抱いて、そのうらみを相手に訴えるという、普通我々が思い浮かべるようなレベルのものは含まれないのかというと、そうした例もいくつか見られる。例えば『芸文類聚』の「妬」には、魏の上洛都尉王琰の妻が、夫が勲功を立て富貴になった途端、妾を納れたために泣いたという『典論』の故事が採られている。⁽¹⁸⁾これは先に挙げた過激で残虐な「妬婦」とは違って、ただ夫の心変わりを恐れて泣いたというだけの話である。或いは、記事に残るほど人目を憚らずに泣いたということが、十分に行動的で「妬」に該当するのかもしれないが、一見するとむしろ「怨」に近いとさえ思われる。また、時代は少々遡るが、戦国時代の秦の楼緩が趙王に次のようなことを語っている。「魯の公甫文伯が病死したとき、殉死した女性が二人いたのを知り、その母が『孔子さまが魯を追われても随わなかったあの子のために、後追いした女性がいるということは、年長者に対してよりも女性に厚くしたということだ』と泣きも

せられた名譽・才能のある人物も奴隸の如き扱いを受けて行動を制限され、兄弟との交流すら絶たれる状態に陥ってさえも、逃げたり訴えたりするすべを持たなかったこと、③とりまき連中まで自分の一挙手一投足を監視していること、④公主は夫を軽んじて悪口ばかりをいい、なおかつその言葉は法律同様の重みをもつこと、⑤挙げ句の果てに公主に恨まれて冤罪により命を落とす者まで現れる。平凡で脆弱な人間がこのような過酷な仕打ちに堪えられるはずもなく、最終的に一族一門の破滅を招くに至っているので、たとえ降格されても結婚を辞退したい、といったことが書かれている。勿論、これは明帝がでっ上げたもので半ば冗談だが、諸公主に示したところ、妾を寵愛したことに嫉妬し、讒言でもって夫を死に追いやった臨川長公主が改心したというから、教育効果は絶大であったようである。

ここで特徴的なのは、「辞婚表」も『妬婦記』も「妬」を誠めることが目的ではあるが、問題となっているのは、妻と妾や侍女などの女性同士の間諍いがもたらす弊害よりも、妻が権力を笠に着て夫を虐げることだという点である。女性の方が家格が上というこのような結婚は、この時代多く見られた。権門出身の女性の立場は夫より遙かに上で、しかも『世説新語』に見える謝道蘊の例のように女性に才能までであると、男は徹底的にやりこめられる。また、妾と直接争うというよりは、夫を管理する一方法として妾を排除するという場合が多く、女性が一方的に忍従を強いられるという構図からは遠い。

同じような状況は北朝でも見られたようで、東魏の元孝友が夫権恢復のためにも法令で置妾制度を許すよう上訴している。その上奏文には「聖朝 忽ち此の数を棄て、由来 漸く久し。将相 公主に尚せらるるもの多し、王侯も亦た后族を娶る。故に妾媵無きこと、習いて以て常と為る。婦人 幸多し、生れて今世に逢い、朝を挙げて略ぼ是れ妾無し、天下 殆ど皆な一妻なり。…凡そ今の人、通く節に準る無し。父母 女を嫁するに、則ち之を教うるに妬を以てし、姑姊 逢迎すれば、必ず相い勧めて以て忌む。夫を制するを持って婦徳と為し、能く妬するを以て女工と為す」(『魏書』

しか残されていない逸篇であるため、詩全体の内容は知り得ないが、張纘の賦はやはり断篇ながらもはっきり「妬婦の賦」と題されていることから、「妬婦」そのものを扱ったものと思われる。棄てられた女性の怨みを扱った作品は、曹丕の「棄婦の賦」や曹植の「出婦の賦」をはじめ幾つも見られるが、「妬婦」をテーマとした詩賦は管見による限り、張纘の賦のみである。六朝後半にこうした作品が現れたということからも、この時期に「妬婦」の存在が際立っていたことが窺われる。

『芸文類聚』以外にも多くの「妬婦」に関する記述が残されているが、その殆どがやはりうらみを抱えてひとり泣くというタイプの女性ではなく、何らかの形で自らの考えや感情を表にあらわしている。そうした記述の中で、この時代を象徴するような興味深い逸話が一つ残されている。それは、女性の嫉妬を嫌った劉宋の明帝が嫉妬深い公主たちを諫めるために、近臣の虞通之に『妬婦記』を撰述させ、また世祖（孝武帝）の娘に娶された江敷のために、臣下に命じて「辞婚表」を奏上させたというものである（『宋書』卷四一后妃伝・『南史』卷二三王藻伝）。皇帝自らが範を示す必要があるほど、この当時女性の「妬」が顕著であったことを、この逸話も示していると言えよう。

一種の女訓書的な性格を持っていたとも言える『妬婦記』は、『隋書』経籍志に「『妬記』二卷、虞通之撰」とあるが、現在は散逸して『芸文類聚』卷三五、『太平御覧』卷九六七などにその一部が見えるだけである。¹⁷⁾そこには先に挙げた夫を杖で撃った諸葛元直の妻、夫に置妾を許さなかった王導夫人曹氏や謝安夫人劉氏、夫の外泊に腹を立てて二児を殺した庾氏といった東晋から劉宋朝の女性達が記録されており、『妬婦記』は恐らく「妬婦」に関する故事を集めたものであったと想像される。かなり過激な行動に出た女性の故事が目立つのは、教育的効果を狙ったためでもあろう。

一方の「辞婚表」は結婚を辞退する旨申し出た上奏文で、嫉妬深い公主の夫となる者の不幸を詳細に述べたものである。その内容を大まかにまとめると、①自分は公主には相応しくない身分の低い出であること、②過去に王姫に配

婦」はみな皇妃や丞相の妻である。ところがその後、置妾が士大夫層にまで許されるに伴い、「妬婦」の事例も増え、かつ多様化している。

魏晋南北朝期の「妬婦」に関する記述はさまざまあるが、まず注目すべきは、『芸文類聚』人部（卷三五）に「妬」という子目が見えることである。それよりやや早い、現存最古の類書『北堂書鈔』にも「妬婦」の記述は見えるが、対象は后妃に限られており（后妃部嬖嬖篇）、また「妬」の一項を設けるには至っていない。『芸文類聚』にわざわざ「妬」の類が設けられ、また士人の妬妻など収録範囲も拡大されていることは、「妬」がこの時代の一つの特徴的な事象であったことを示すと同時に、『芸文類聚』の分類・編集の斬新さをも示唆しており、非常に興味深い。

この「妬」と類似したものに「怨」がある。『芸文類聚』にも「怨」の一項が設けられているが、そこには男の心変わりに対する女性の嘆きを詠んだものが多く収められている。これらの「怨」と「妬」とは、男の寵愛を失うという点において共通しているが、その現れ方は全く異なる。実際に「妬」に関する記述を見てみると、その殆どが、呂后や広川王去・馮衍・袁紹らの妻のように、残忍な方法で妾を殺したり傷つけたりするか、或いは諸葛元直の妻のように夫を虐待した嫉妬深く過激な女性達で、⁽¹⁶⁾ いずれも鬱積した感情が攻撃的な形で外側に現れ出ている。一方の「怨」は、王昭君の故事にせよ班婕妤や陳皇后に題材をとった怨みの詩賦にせよ、いずれも相手に対する思いが自らの胸の内にとどめられている。両者を比較する限り、『芸文類聚』の「妬」は内的感情が外的な行動に移されたものが、集められていると言える。

また、「怨」の項には多く詩賦が収められているが、「妬」の項には、「妬婦」にまつわる故事が豊富に収められている一方で、詩賦は魏の曹植の「妬」詩と梁の張纘の「妬婦の賦」しか採られていない。このことから、「怨」は人間のより内面的なものを、「妬」は行動として現れ出たものをここで指していることがわかる。なお、曹植の詩は四句

以上、大まかに中国の「妬婦」なるものの輪郭に触れたが、「妬婦」として括られる女性たちの例を見ていくと、その「妬」の現れ方にもさまざまあることがわかる。次章では「妬婦」の具体的な例を見ながら、一体何を「妬」とするのか、「妬」に幅広い意味がこめられるのはなぜなのか、という問題について考えてみたい。

一、妬と怨

「夫れ国の妬男に乏しからざるは、猶お家の妬女に乏しからざるがごとし」（『潜夫論』賢難篇）、「美妹は世に一遇もせざるに、妬婦は屋をなら比べて封ずべし、此れも亦た君子少なくて小人多きの数なり」（『五雜俎』卷八）とあるように、古来「妬婦」の例は枚挙に暇がないが、陳東原は魏晉南北朝時代から唐・五代にかけて「妬婦」が特に多く現れたという。また『貞節史』は宋代以降「妬婦」が減少していくとする⁽¹³⁾。同様の指摘を明の謝肇淛もしており、「宋の時 妬婦 差いか少なきは、其の道学家法の謹嚴の致いたす所に由よる」（『五雜俎』卷八）と言っている。確かに宋代は道学の浸透によりそれ以前に比べて、嫉妬も含めた女性の言動がいつそう厳しい制約をうけるようになったと言える。しかし実際のところそれで女性の嫉妬が已んだとは考えがたい。事実『宋史』においてだけでも、「妬悍」「嫉悍」と評される女性の例をいくつも拾うことができるだけでなく⁽¹⁴⁾、それ以降も「妬婦」に関する記述が少なからず残っている。宋代以降、妬婦が少なくなったというよりは、道学的な考え方に縛られた男の側がそれを恥として具さには記録しなかった、という方が当たっているかもしれない。

さて、魏晉南北朝以降「妬婦」が盛んに現れるのは、妓妾を置く風習がこの頃からいつそう盛んになっていったからだ。陳東原は指摘する。漢代にも呂后に代表されるような「妬婦」は出ているが、『漢書』や『後漢書』に見える「妬

男子の淫乱猥行をも軽々に看過せしめんとして、苟も婦人の権利を主張せんとするものあれば、忽ち『嫉妬』の二字を持ち出して之を威嚇し、之を制止せんとす」（いずれも『女大学評論』。一八九九年刊）とあって、やはり「妬」を夫との関係における問題と位置づけている。福沢の見解は「婚姻契約」や「婦人の権利」といった表現が象徴するように、近代的な観点に立って夫婦を同等に論じようとするために、このような表現をとっているのかもしれないが、それにしても「妬」をめぐるそれ以外の要素には触れられていないのは興味深い。

こうした認識の違いこそが、中国の「妬」を見えにくくさせている。中国の「妬」は、夫との関係も勿論含むが、むしろそれ以上に重要な問題に対して多大な影響を及ぼす可能性があったからこそ、かくも重視されたと言えよう。もっとも、中国でも「妬」を夫との関係性のみにおいて捉えた記述も存在する。例えば清の陸圻『新婦譜』には「婦人の妬む所以は、此の輩有りて、便ち伉儷こうれいの篤からざるを恐るればなり」（「敬丈夫」第六条。「此の輩」とは婢妾を指す。「伉儷」は夫婦をいう）として、嫉妬は夫との不仲を恐れればこそとする。また、夫が桃の花を愛したことに腹を立て、侍女に木を切らせ花を折ったという阮宣武の妻の故事（『太平御覽』卷九六七所引『妬記』）などは、極度に嫉妬の情を表した例と見なされ、一種の戒めとして記録されているものだが、妾や後嗣といった家の問題が関わらないという点では、嫉妬の情緒的な面だけを採り上げたものと言えよう。しかし多くの場合「妬」は、例えば「臣の其の君を専らにする、之を不忠と謂う、子の其の父を専らにする、之を不孝と謂う、妻の其の夫を専らにする、之を嫉妬と謂う」⁽¹²⁾。妻の道を為すは、其の衆妾をして皆な其の夫に歆忻かんきんせらるるを得しむるなり、之を不嫉と謂う」（『晏子春秋』内篇諫下）とあるように、夫をめぐる妾との関係や、先に挙げた後嗣の問題の方を指していると言える。こうした相違は、中国では親の決める包辦結婚が主で、そもそも夫に愛情をもって結婚するということの方が稀であるなど、日本との結婚観や制度の違いによって生まれてくるのであろうが、中国の「妬」の方が意味する範囲が広いことは間違いない。

をいかり、家の内みだれておさまらず。又高家には婢妾多くして世嗣をひろむる道もあれば、ねためば子孫繁昌の妨げとなりて、家の大なる害なれば、これをさるもむべ也」と記している。『女大宝箱』（一七一六年刊）、『文明論女大学』（一八七六年刊）などにもほぼ同じ内容が記されている。これだけを見れば、全く中国の「七出」の定義と変わりがないが、同「又、女子の嫁する時、かねてより父母の教ゆべき事、十三条あり」の条を見てみると、「四に曰く、嫉妬の心、ゆくゆくおこすべからず。夫淫行あらば、いさむべし。いかりうらむべからず。嫉妬はなはだしければ、其のけしき・ことばもおそろしく、すさまじくして、かえりて夫にうとまれすさめらるるものなり。業平の妻の、『夜半にや君がひとり行くらん』とよみしこそ、誠に女の道にかないて、やさしく聞こゆめれ。およそ婦人の心たけくいかり多きは、しゅうと・おつとにうとまれ、家人にそしられて、家のみだし人をそこなう。女の道において、大いにそむけり。はらたつ事あらば、おさえてしのぶべし。色にあらわすべからず。女は物ねんじして心のどかなる人こそ、さいわいも見はつる理なれ」とあり、同じような内容を言いながらも、重点は夫に疎まれぬことにあるのがわかる。また土居光華『近世女大学』（一八七四年刊）第十八章には「婦、其の夫の意を失わず、永く其の愛を保たんと欲せば、必ず妬心を懐くべからず。常に其の心を寛厚にし、其の夫の好みする所は是れを好みし、夫の親しむ所は又是れを親しみ、必ず自己の好悪を以て夫と異論異議を立つべからず」とあり、これなどは全く「妬」を「対夫」の問題として捉えていると言えよう。さらに、こうした男尊女卑の考え方に異を唱えた福沢諭吉が「妬」をどう捉えているかを見てみると、「『第四、愷気深ければ去る』と云う。是れ亦解す可からず。夫婦家を同じうして、夫の不品行なるは、取りも直さず妻を虐待するものなり。借老を契約したる妻が之を争うは、正当防衛にこそあれ。或いは誤って争う可からざるを争うこともあらん。之を称して愷気深しと云うか。なお是れにても直ちに離縁の理由とするに足らず。」「畢竟、記者は婚姻契約の重きを知らず、随って婦人の権利を知らず、恰も之を男子手中の物として、要は唯服従の一事なるが故に、其の服従の極、

あったら。その庶人においてすら「其れ民の年四十以上にして子無き者は、方に妾を娶るを聴す、違う者は笞四十」(『大明会典』卷一六三刑部律例四「妻妾失序」というように、刑罰を定めなければ嫉妬がおさまらなかつたのであるから、上層階級になればなるほど、後継問題も孕んだ妻妾間の争いは激烈であつたはずである。それゆえ、「朱子家範」に、一に曰く妻妾 妬無くんば、則ち家和す、と(清、王之鈇『言行彙纂』。清、陳宏謀輯『教女遺規』卷下所收)、
 「切に妬忌を存すべからず、相い親しみ相い愛すれば和氣多し」(清、廖免驕『醒閨編』「為妾妻」)⁽⁹⁾と、女訓書などの中で繰り返し「不妬」を教えようとするのである。

「妬」はこうした妻妾間の争いにより「家を乱す」だけでなく、「淫」を招く要因とする考えもある。「夫れ妬忌の心生ずれば、則ち妻妾の礼廢る。妻妾の礼廢れば、則ち姦淫の兆興る。斯れ臣の以て毒だ恨む所の者なり」(『魏書』卷一八太武五王伝)というのは、置妾制度の必要性を唱えた上奏文の中の言葉だが、これは、妻が妾を置くのを阻むと夫は外淫せざるを得なくなるということを言うものだ、と陳東原は説明している。⁽¹⁰⁾つまり、「妬婦」は夫に道を踏み外させる可能性があるというのである。また宋代以降になると、離婚を恥とするのみならず嫉妬深く猛々しい妻(「妬婦」や「悍婦」)をもつことすら、夫は人に知られまいとするようになる。それは、例えば宋の孫沔の妻辺氏が「悍妬」であるということが、一時噂となつたという記述があるように、「妬婦」や「悍婦」の存在そのものが夫の評価を下げてしまふこともあつたからだろう。さらに最悪の場合は、「其の妬忌の心充つれば、以て其の夫を死すべし、以て其の身を亡すべし」(『教女遺規』卷下「願体集」という事態すら招くとされた。こうしてみると中国において「妬」は、後嗣を絶やし、夫にさまざまな害悪をもたらし、宗族全体の秩序を乱す諸悪の根源とすら言える扱ひをされているのである。

日本の女訓書は多くの面で中国の女訓書の内容を継承しているが、その中で「妬」はいかに扱われているだろうか。例えば、貝原益軒「女子を教ゆる法」(一七一〇年刊)では「七去」の一つに「妬」を挙げて、「妬めば、夫をうらみ妾

すでに先行論文でも論じられているように、⁽⁵⁾嫉妬は妻妾間の単なる愛憎問題にとどまらず、嫡庶の後継争いに関わる問題でもあった。『大戴礼記』や『公羊伝』で「妬」を「家を乱す」もとと定義するのは、⁽⁶⁾それが家庭内の不和だけでなく、絶世を招く原因と見るからであろう。女性の嫉妬が子孫繁栄の妨げとなるという考え方は古くからあったようで、例えば「妬忌せざれば、則ち子孫衆多なり」(『詩経』周南「螽斯」小序)、「『礼』内則に曰く、妾は夫人に事うること、舅姑に事うるが如し、嫡を尊び妬嫉の原を絶て、と」(『白虎通』嫁娶)、「内寵大いに盛んにして、女道に遵わず、嫉妬して上を専らにし、継嗣を妨ぐ」(『漢書』卷八五谷永伝)といった記述がある。また漢の焦延寿撰『易林』にも「妬婦に子無し」(「師之第七」)、「婦妬まば子無し」(「豫之第十六」)といった繇辞まで見える。このように、「妬」は即「子無し」に結びつくものとして捉えられている。

上述の如く、「子無し」そのものがまず離婚の大きな条件とされた。実際に「子無し」による離婚の例は少なからず残ってはいるが、その不合理性もまた古くから意識されていたことは、曹丕「棄婦の賦」や曹植「出婦の賦」などの作品を見ても窺い知ることができる。さらに、『唐律疏義』卷十四戸婚疏義に「律に云う、妻の年五十以上にして子無きは、庶を立てて以て長とするを聴す。即ち是れ四十九以下は子無きも未だ之を出すに合わず、と」とあるように、唐以降は必ずしも「子無し」が離婚の理由とは見なされなくなっており、こうした傾向は、離婚は恥ずべきこととして極力さげようとする風潮の強まる宋以降、いっそう顕著になっていったと思われる。⁽⁷⁾そして「子無し」だけを理由に妻を去ることができない以上、後嗣を絶やさぬために置いた妾と居座り続ける妻との関係が、家においては最大の問題となるのであって、その秩序を乱す「妬」なる女こそが実質的には最も忌み疎んぜられる対象となっていたのであろう。

もちろん妾を置ける階層やその数は限られており、古くは諸侯や士大夫階級にのみ許されていた。明律には庶人も四十才以上で「子無し」ならば妾一人を置くことを認めるという記述もあるが、⁽⁸⁾やはりそれは財力のある限られた人々で

えば明の呂坤『閨範』も同じ宋鮑蘇の妻の故事を引き、「婦人の七去、妬 正に一に居る」(「嫡妾之道」とするほか、唐の侯莫陳邈の妻鄭氏『女孝経』では、「五刑の属、三千にして罪 妬忌より大なるは莫し。故に七出の状、其の首に標す」(「五刑章」という。このように「妬」を「七出」の中の最大の罪とするなど、後世の女訓書には『列女伝』のこの記述を継承するものがあることから、「妬」が「不順」や「子無し」と並んで、女性の罪の中でも同じくらい重大なものとして認識されていたとも言えよう。

そのように考えられるいま一つの理由として、いくつかの類書が興味深い分類をしていることも挙げられる。例えば明の鄭若庸撰『類雋』巻十では、女性を「美婦人・賢婦人・不妬・烈婦・妬婦・淫婦」(傍線筆者。以下同)に分けて採り上げている。女性の美德の最たるものとして掲げられる「美・賢・烈」に対立する負の要因はいろいろあるが、その中で特に「妬・淫」を挙げ、さらにはこれも美德の一つと見なしているであろうが、「不妬」という項目まで加えている。清の『淵鑑類函』人部も「夫婦・賢婦人・悪婦・妬婦・寡婦・喪婦・後妻・妾・妓・去妻・子婦・家範」といった項目が立てられており、ここでも「賢婦人」に対するものとして「悪婦」のほかになぞ「妬婦」が挙げられている。また、「妬婦」と立項されているわけではないが、明の謝肇淛『五雜俎』巻八人部にも歴代の妬婦を列挙する箇所があり、「凡そ婦人女子の性 一として佳なる者無し。妬なり(けち)、恠なり、拗なり(すねる)、…而して其の中 妬は最も甚しと為す。故に婦人一たび妬まざれば以て百拙を掩うに足る」(括弧内筆者)とまで記している。これらの類書が「妬婦」を特記することは注目すべきであり、それは「妬」が、女性の最も特徴的な要素、かつ負的側面として捉えられていたことの証左と言えよう。

では、なぜこのように「妬婦」が特別視されるのか。その原因の一つは、「古今の妬婦 棟に充つ、書するに勝えず」(『五雜俎』巻八)とあるように、次々と嫉妬深い女性が生み出される構造、つまり置妾制度が存在したからであろう。

一、妬と賢

先に触れた「七出」について、『大戴礼記』本命篇は次のように記す。「婦に七去有り、父母に順したがわずんば、去る。子無くんば、去る。淫なれば、去る。妬なれば、去る。悪疾有らば、去る。多言なれば、去る。窃盗あらば、去る。」この「七出」は、以後、女訓書などさまざまな文献に繰り返して現れるが、七項目の配される順序は、大きく二通りに分けられる。一つは、『大戴礼記』の如く「不順父母」を筆頭に七項目を列挙するものである。例えば、『孔子家語』本命解や明の呂坤著『閨範』などがそれに属する。⁽¹⁾ もう一つは、「無子」を筆頭に掲げるものである。例えば、『公羊伝』莊公二十七年何休注は、無子・淫泆・不事舅姑・口舌・盜窃・嫉妬・悪疾の順に「七棄」を挙げており、『唐律疏義』や日本の養老令の記述もこれに従う。⁽²⁾

七項目の序列に両様あることや、その違いがいかなる意味をもつかは検討に値する課題だが、その問題はひとまず置いて七項目を眺めたとき、この序列は離婚要件の優先順序であろうと推測される。さらに儒教の考え方からすれば、背徳行為とされる父母への「不順」や後嗣を絶やす「子無し」が優先されて、その後「妬」が配されるのは当然である。⁽³⁾

ところがこうした記述のほかに、「七去の道、妬 正に首た為り。淫僻・窃盜・長舌・驕侮・無子・悪病 皆な其の後に在り」(漢、劉向『列女伝』賢明伝「宋鮑女宗」という「妬」を「七去」の第一要件とする記述も見える。『列女伝』のこの「宋鮑女宗」という逸話は、宋の鮑蘇の妻が外妻を困う夫との離婚を姉に勧められると、嫉妬こそ妻の慎むべき行為と言って聴かなかったというものである。この記述だけを見ると、妻の賢明なるを美化しようという意図で特に嫉妬を強調しただけであって、実際は「妬」は「不順」や「子無し」ほど重要ではなかったとも考えられる。しかし、例

「妬婦」考

林 香奈

古来、中国では婦人は賢良であることが善とされた。賢良とは儒教思想に基づく男性中心の価値観の枠内におさまることを指すのであり、卓抜した才能を自在に駆使することをいうものでないことは、周知の通りである。そしてその枠から少しでも逸脱した者は、悪婦・潑婦はっぶ・懶婦らんぶ・愚婦・悍婦かんぶなどといったさまざまなレッテルを貼られ、厳しい非難をもって社会から退けられた。当然ながら「妬婦」（嫉妬深い女）もまた、排除されるべき対象の一つとされた。それは、男性側から妻に対して一方的に離婚を言い渡せる条件として知られる「七出」（「七去」「七棄」ともいう）の一つに、嫉妬が挙げられていることから知られよう。

嫉妬深い女といえ、極度に男性に依存するあまり、理性を失い感情的になる女性を普通我々はイメージするであろうし、それは見方を変えれば、愛情の裏返しであって、「七出」に掲げられる他の「盜窃」や「淫泆」などといった項目に比べれば、程度の軽いものと考えがちである。そのため、中国には歴代、数々の嫉妬深い女性が現れたにも関わらず、女性と嫉妬の問題が正面切って触れられたことはなかった。しかし、中国においては我々が想像する以上に、女性と嫉妬の問題は重い意味を持っていたように思われる。小論では、この問題について些か私見を述べてみたい。